

2 年金など

2-1 障害基礎年金 ① ② ③

内 容	○20歳になる前に病気やケガをして障がいの状態となり、その障がい程度が障害基礎年金1・2級に該当する場合、20歳以降支給されます。（所得制限あり） ○国民年金加入期間中、または老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満の国内在住の方が病気やケガをして障がいの状態となり、その障がい程度が障害基礎年金1・2級に該当する場合支給されます。（一定の保険料納付要件を満たしていること）
窓 口	国保年金課 TEL047-712-8538（相談は予約制です） 行徳支所 福祉課 TEL047-359-1118（相談は予約制です） 市川年金事務所 （初診日が第3号被保険者期間にある場合）

2-2 障害厚生年金・障害共済年金 ① ②

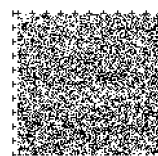
内 容	厚生年金・共済年金加入期間中に病気やケガをして障がいの状態となり、その障がい程度が、一定の要件を満たした場合、障害厚生年金・障害共済年金が支給されます。
窓 口	厚生年金保険は市川年金事務所 TEL047-704-1177 共済年金は各共済組合

2-3 特別障害給付金 ① ②

内 容	平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生、または昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、障がい程度が障害基礎年金1・2級に該当する場合支給されます。（所得制限あり）
窓 口	国保年金課 TEL047-712-8538（相談は予約制です） 行徳支所 福祉課 TEL047-359-1118（相談は予約制です）

2-4 雇用保険失業等給付 ① ② ③

内 容	雇用保険の被保険者の方が、定年、倒産、自己都合等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されます。（障害者手帳をお持ちの方は手続きの際、ご提示ください）
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 いずれかの所持者
窓 口	ハローワーク市川（市川公共職業安定所） TEL047-370-8609



2-5 千葉県心身障害者扶養年金



内 容	障がい者の保護者が、生存中一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡された（重度の障がいをうけた）場合に、残された障がい者に、終身一定の年金を支給する共済制度です。 ・年金額 1口加入 月 2万円（最大2口まで加入可） ・掛金月額 1口加入の場合 9,300円～23,300円
対 象 者	千葉県内に住所を有し、次にあげる障がい者の65歳未満の保護者等。 ・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳所持者 ・その他上記と同程度と認められる障がいがある方
窓 口	障がい者支援課（給付グループ）

